

第5章 条例施行まで

1 条例施行までの経過

(1) 「素案」の作成

- 骨子案を受けて、事務局では、約6か月にわたる庁内調整作業を進め、関連する法令や条例などとの整合や運用面からのチェックを行いました。
- その後、庁内調整の結果をもとに、検討委員会学識経験者ワーキングで検討し、素案の内容がまとめられました。素案の内容をまとめるにあたり、「素案と骨子案の主な対比項目」「区民懇談会からの意見と事務局の回答」「検討委員会からの事務局の回答」が作成されました。

■ 「(仮称) 練馬区まちづくり条例 素案と骨子案の主な対比項目」の例

	素案の構成	素案と骨子案の主な対比項目など
第3章	都市計画等における住民参加（第7～第28）	
	第3節 都市計画の決定等に関するまちづくり提案手続（第16～第21）	骨子案第3章の「まちづくり事前相談制度」を改め、提案に先立つ「届出」として規定した（支援としての相談とは異なるため）

■ 「検討委員会からの意見と事務局の回答」の例 (区民懇談会からの意見と事務局の見解も同様の様式)

ページ	素案	意見	見解
	全体	まちづくり条例は都市計画法とリンクはしているが、景観法が施行されて、その関係はどのように考えていくのか。	まちづくり条例は、区のまちづくりに関する基礎的な条例となるものです。景観法への対応は、次のステップとして、景観計画策定等を行いながら、景観法に基づく景観条例の制定に進んでいくことになると考えています。その際、必要な事項については、まちづくり条例を見直していくことが考えられます。

- 素案の内容に対して、①区民懇談会への意見募集【意見数 35】、②議会環境まちづくり委員会への報告、③都市計画審議会への報告を行い、④検討委員会を2回開催【意見数

24】して検討を行いました。

- 区報にて条例素案の概要の公表し、パブリックコメント【意見書 4】を行いました。その後、藤井委員長、藤本副委員長から素案が区長に報告されました。

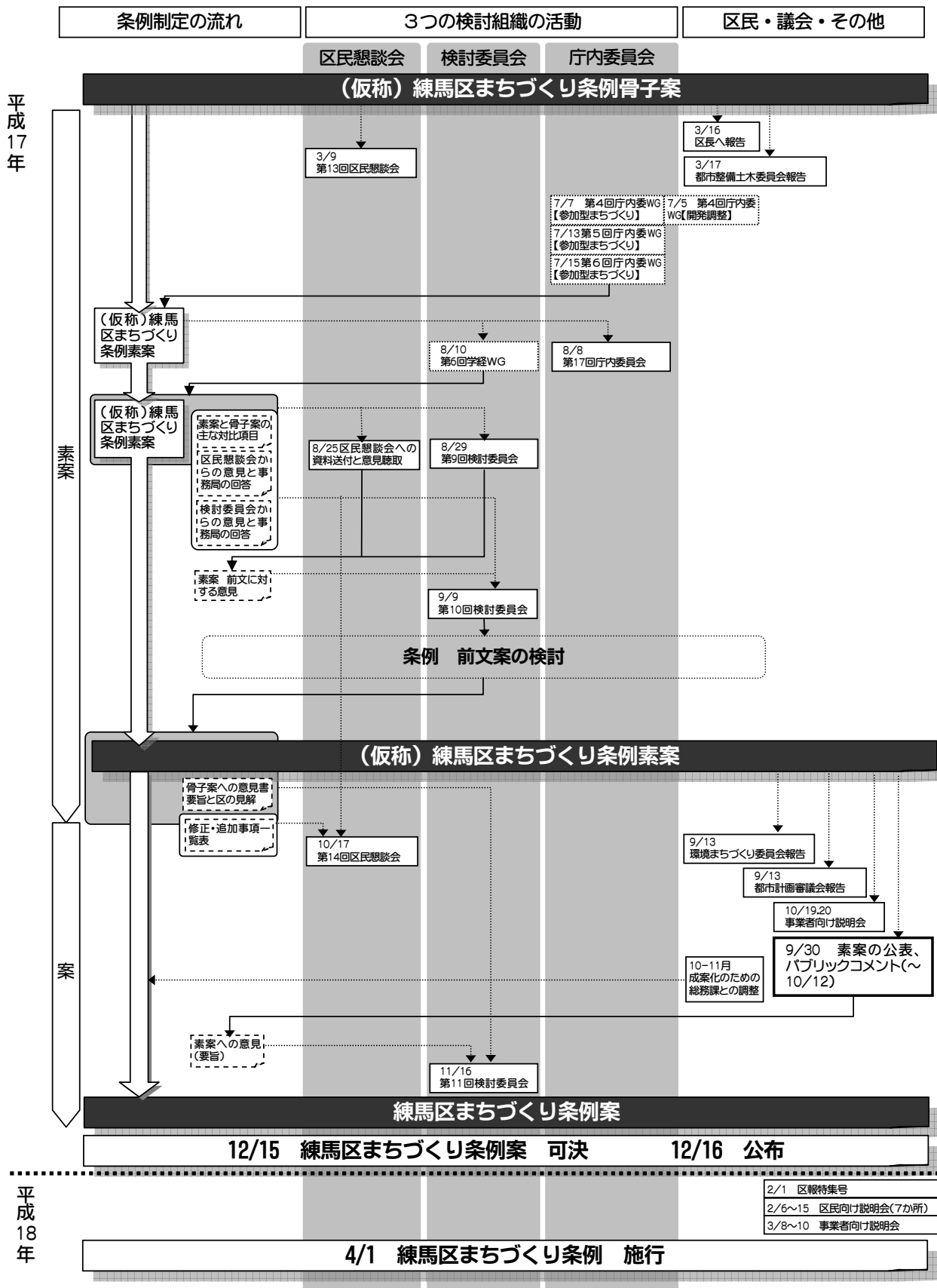
(2) 条例前文案の検討

- 第9回検討委員会において、「前文」に対する意見が出され、再度「区民懇談会」に対して意見募集を行いました。
- その後、第10回検討委員会での検討を踏まえ、区民懇談会、検討委員会の中から前文について意見を提出した人（10人）に呼びかけて、前文案のまとめ方について検討を行いました。それらの検討内容を踏まえて、委員有志が前文の案文のとりまとめを行ったうえ、事務局から正副委員長、前文に意見を提出した人に意見聴取を行い、さらに事務局で調整したうえで前文案を作成しました。

(3) 条例施行まで

- 素案に対するパブリックコメントを受けて、条例案の整理・作成を行いました。条文化のための調整を区の総務課と、また罰則規定に関する協議を東京地方検察庁と行いました。
- 平成18年12月15日に議会にて「練馬区まちづくり条例案」が可決されました。

骨子案から条例施行までのとりまとめ経過



2 区民等への周知

条例制定作業の過程で、区民等に対して以下のような方法で検討内容等を幅広く周知しました。

①（仮称）練馬区まちづくり条例中間報告パブリックコメント、シンポジウムへの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントは、平成16年8月11日から8月31日まで実施 ・意見書、シンポジウムへの感想合わせて15通 ※詳細は資料編（35ページ）を参照 																											
②（仮称）練馬区まちづくり条例骨子案のパブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントは、平成17年3月21日から4月12日まで実施 ・意見書は3通 ※詳細は資料編（42ページ）を参照 																											
③（仮称）練馬区まちづくり条例素案のパブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントは、平成17年9月30日から10月21日まで実施 ・意見書は4通 ※詳細は資料編（43ページ）を参照 																											
④（仮称）練馬区まちづくり条例素案の事業者向け説明会	平成17年10月19日、20日東京都宅地建物取引業協会練馬区支部、農業協同組合（JA）に実施																											
⑤練馬区まちづくり条例説明会	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>会場</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年2月6日</td> <td>早宮区民館</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>2月8日</td> <td>サンライフ練馬</td> <td>14名</td> </tr> <tr> <td>2月10日</td> <td>関区民ホール</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>2月11日</td> <td>練馬区役所</td> <td>38名</td> </tr> <tr> <td>2月11日</td> <td>光が丘区民ホール</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>2月14日</td> <td>大泉北区民館</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>2月15日</td> <td>石神井公園 区民交流センター</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計7回開催</td> </tr> </tbody> </table>		会場	参加者数	平成18年2月6日	早宮区民館	11名	2月8日	サンライフ練馬	14名	2月10日	関区民ホール	10名	2月11日	練馬区役所	38名	2月11日	光が丘区民ホール	11名	2月14日	大泉北区民館	8名	2月15日	石神井公園 区民交流センター	15名	計7回開催		
	会場	参加者数																										
平成18年2月6日	早宮区民館	11名																										
2月8日	サンライフ練馬	14名																										
2月10日	関区民ホール	10名																										
2月11日	練馬区役所	38名																										
2月11日	光が丘区民ホール	11名																										
2月14日	大泉北区民館	8名																										
2月15日	石神井公園 区民交流センター	15名																										
計7回開催																												
⑥練馬区まちづくり条例事業者向け説明会	平成18年3月8日、9日、10日 会場 石神井庁舎 測量協会、測量業協同組合、東京建築士会練馬支部、東京都建築士事務所協会練馬支部、東京都宅地建物取引業協会練馬区支部、東京土地家屋調査士練馬支部、練馬区建設業協会、練馬区土木防災協会、練馬区ビルダークラブ、農業協同組合（JA）に実施																											
⑦指定確認検査機関へ練馬区まちづくり条例施行の周知依頼	平成18年4月、18の指定確認検査機関へ条例施行の周知の依頼を行う																											
⑧ねりま区報	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告、骨子案、素案作成時に掲載 ・特集号「練馬区まちづくり条例」（平成18年2月1日号） 																											
⑨まちづくり条例ニュース	・第1号から第7号、特集号を発行																											
⑩練馬区まちづくり条例PRシンポジウム	・まちづくり条例施行周知のイベント																											

3 まちづくり条例PRイベント ～「活かそう！ まちづくり条例」～

(1) イベント概要

日 時 平成18年3月11日（土）午後2時から5時

会 場 サンライフ練馬3階第一、第二研修室

参加者数 46名

(2) プログラム

第一部 志村区長挨拶

まちづくりジャズコンサート（エレガンス・オブ・タイム）

第二部 講演： 小 泉 秀 樹（東京大学大学院助教授）

パネルディスカッション

コーディネーター： 野 口 和 雄（野口都市研究所代表）

パネラー： 小 泉 秀 樹

日 置 雅 晴（弁護士）：

神楽坂地区まちづくりについて

竹 谷 恭 子（光が丘まちづくりフォーラム事務局長）：

光が丘等で取り組んでいる活動について

荻 野 淳 司（NPOみどり環境ネットワーク！ 副理事長／練馬みどりの機構理事）：

公園を使つてのコミュニティ活動について

山 口 邦 雄（地域総合計画研究所取締役）：

台東区谷中地区を事例とした地域共生型マンションの実現について



パネルディスカッションのようす